

仕 様 書

本仕様は、西都市において発注する「清水台総合公園パークゴルフ場券売機リース契約」に適用する。

1. 物 品 名 新札対応券売機
2. 数 量 1 台
3. 納品場所 清水台総合公園パークゴルフ場（西都市大字清水）
4. 賃貸借期間 5 年間（令和 7 年 7 月 1 日～令和12年 6 月30日）

（地方自治法第234条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
5. 機器仕様 下記同等品以上とする。

物 品 名	内 容	
新札対応券売機	使 用 可 能 貨 幣	1 0 円、5 0 円、1 0 0 円、5 0 0 円の各硬貨及び千円、2 千円の各紙幣の使用に対応していること。また、令和 6 年発行の新紙幣と旧紙幣の両紙幣に対応できること。
	釣 銭	上記に記載した各硬貨を釣銭とすること。また、各硬貨について還流式（リサイクル方式）とすること。
	貨 幣 収 容 枚 数	以下の容量を満たすこと。 ア 1 0 円硬貨 1, 0 0 0 枚 イ 5 0 円硬貨 6 0 0 枚 ウ 1 0 0 円硬貨 1, 0 0 0 枚 エ 5 0 0 円硬貨 3 5 0 枚 オ 千円紙幣及び2千円紙幣（混合）6 0 0 枚
	印 刷 用 紙 ・ 印 字 方 式	感熱ロール紙を使用し、印字する仕様であること。また、プリンターは2ロール紙対応とし、一方のロール紙が終了すると自動的に他方のロール紙に切り替わる仕様であること。
	券 寸 法	長さ 9 0 mm (3 0 mm・6 0 mm・9 0 mm) までの券面を印刷できること。券面長さ、印刷内容及びレイアウトは、受注者決定後、発注者と受注者が協議して定める。
	表 示 ・ 操 作 部	本体前面に紙幣挿入口、硬貨投入口、利用者操作ボタン、券取出口及び硬貨取出口が配置されていること。
	口 座 数	5 0 口座以上
	印 刷 内 容	価格、設定文字、発行者名、発券時刻、日付、発券№等を印字できること。
	利 用 者 操 作 ボ タ ン	タッチボタン式で本体前面に配置するものとし、レイアウト及び表示内容は、受注者決定後、発注者と受注者が協議して定める。
	外 形 寸 法	幅 6 0 0 mm、奥行 3 0 0 mm、高さ 1, 6 0 0 mm程度
	設 置 方 法	アンカー固定、スキー状鉄板にて設置するなど、転倒防止措置を講じて設置すること。
	集 計 機 能	日計、累計、時間帯別、メニューグループ別、入金金情報 他
	領 収 書 発 行 機 能	券ごとに領収書の発行機能を有すること。印刷内容及びレイアウトは、受注者決定後、発注者と受注者が協議して定める。
	参 考 機 種	グローリー株式会社製 ボタン式券売機 VT-B20型（前面扉）※同等品可

6. 応札仕様書 (1) 同等品で応札する場合は、別紙応札仕様書（別記様式第10号）を令和7年5月16日までに提出すること。
- (2) 応札仕様書の是非については、令和7年5月21日までに通知する。
7. 賃貸借料 (1) 入札金額は賃貸借料月額（保守料を含む。）を税抜で記載すること。
- (2) 入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額（月額）とする。
- (3) 入札書に記入された「1か月当たりの金額」×60か月が賃貸借料金の税抜総額となる。
- (4) 運搬費、組立て費、据付設置費、機器の設定、梱包資材処分等、納入に関する一切の費用を含むものとする。
8. 保守条件等 契約期間、常時正常な状態で使用できるように点検・整備部品交換を行い、万全の保守を行うこと。設置機器に不具合が発生した場合は、対処可能な技術員を速やかに派遣すること。また、修理期間が長期化し業務に支障をきたす可能性がある場合は同等能力を有する代替機を設置すること。
9. 納入 (1) 設置する位置は、発注課が別途指定する。
- (2) 納品日は令和7年6月30日とし、詳細は発注課と協議の上決定すること。
10. その他 (1) 賃貸借契約書には下記事項を必ず記載すること。

（賃貸借期間）

第〇〇条 当該物件の賃貸借契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、物件の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和7年7月1日から令和12年6月30日までとする。

（賃貸借料等）

第〇〇条 物件の賃貸借料（保守に要する費用を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借料金	〇〇〇 円（月額 〇〇〇 円）
消費税及び地方消費税金	〇〇〇 円（月額 〇〇〇 円）
合計金	〇〇〇 円（月額 〇〇〇 円）

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第〇〇条 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算における契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害賠償の請求をすることができる。この場合の損害額については、甲、乙双方で協議して定めるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注課と協議の上、受注者の責任において処理すること。その他、疑義が生じた場合は発注課と受注者が協議の上これを定めること。

11. 発注課 西都市役所 スポーツ振興課 施設管理係
- TEL 0983-43-3478
- FAX 0983-43-4865